## $\bigcirc$ 玉 土 交 通 省 告 示 第 千 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ + 六 묽

第三 脱 落 建 号  $\mathcal{O}$ 築 1 お 基 そ  $\mathcal{O}$ 潍 規 法 れ 定 が 施 な 12 行 基 1 令 建 づ き、 昭 築 和 物  $\mathcal{O}$ 建 + 構 築 造 物 五. 方 年  $\mathcal{O}$ 法 倒 政 に 壊 令 関 第三 及 す び 百三 る 崩 基 落 準 + 並 並 八 び 号) に び に 屋 第 建 根 築 S 百 三 き 物 材 +  $\mathcal{O}$ 基 七 外 礎 条 装  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 補 材 強 及 第 に び 号 関 屋 す 外 る に 基 面 第 準 す を 号 る 定 帳 口 8 壁 及 る  $\mathcal{O}$ び

平 成 + 年 九 + 日

件

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

正

す

る。

兀 月

玉 土 交 通 大 臣 羽 田 雄 郎

に 前 に、 文 中 第二 第 号 を イ を 第 兀 \_\_ 第 12 号 改  $\Diamond$ る 第二 号 口 及 び 第三号イ」に、 第 に を 第 <del>\_\_</del> か 5 ま

う。 壊」 兀 を 以 匹 下 第二 削 六 六 に ŋ 条 令 を 改 年 を 第 建 め、 第 とい 設 12 兀 とし 省 改 法 第 う。 告 三 8 号 示 に 以 下 第 第 改 第 中 \_\_ 百 め、 九 第 を 屋 中 屋 号 根 根 同 令 号 に 号 S 建 Š 定 き 中 \_ き 口 築 め に、 材等」 材 中 物 等 る 次  $\mathcal{O}$ 基 第  $\mathcal{O}$ 倒 準 لح 建 を 1 兀 壊 に 築 + 1 か う。 適 三 屋 5 基 を 合 準 根 条 ハ 「 令 すること」 ま 法 S き で を 第 材 \_\_ 昭 を 百 を 令 和 削 三 外 第 り、 + を 装 + 第 七 兀 五. 第 条 + 材  $\equiv$ 第 年 及 第  $\mathcal{O}$ 条」 び 法 第 第二一 号 律 第 屋 \_ に、 第二 号 三 外 号に 号 に に 1 改 百 中 1 面 定 す 第 に  $\Diamond$ 号 。 めるところに 兀 規 る 建 帳 + 築 定 同 壁 号 六 以 基 す 条 下 る 潍 1 12 建 カン 法 を 法 施 築 5 ょ 行 ハ 物 る 令 لح ま 令 昭  $\mathcal{O}$ 和 で 第 倒 1

で

に 改 8 第 <del>---</del> を 第  $\equiv$ لح し、 第  $\mathcal{O}$ 前 12 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 加 え る。

第 及 び 崩 建 落 築 並 基 び 準 12 法 屋 施 根 行 S 令 き 以 材 下 外 令 装 材 لح 及 び 1 う。 屋 外 に 第 面 す 百 三 る + 帳 壁 七  $\mathcal{O}$ 条 脱  $\mathcal{O}$ 落 第  $\mathcal{O}$ お そ 号 れ ハ が 12 規 な 定 1 建 す 築 る 建 物 築  $\mathcal{O}$ 構 物 造  $\mathcal{O}$ 方 倒 法 壊

建 築 設 備 12 0 1 7 は 次  $\mathcal{O}$ 1 か 5 ハ ま で に 定  $\Diamond$ る とこ ろ に ょ る

12

関

す

る

基

準

は

次

 $\mathcal{O}$ 

各

号

に

定

 $\Diamond$ 

る

ところ

に

ょ

る

1 号 第 ま 百 建 <u>二</u> 十 で 築 12 基 九 撂 潍 条 げ 法  $\mathcal{O}$ る 建 昭 築  $\mathcal{O}$ 和 兀 物 第 + に 三 設 五 号 け 年  $\mathcal{O}$ る 法 規 屋 律 定 第 上 に か 適 ら 百 合 突 \_\_\_ す 出 号。 る す る 以 کے 水 下 槽 法 煙 突 لح そ 7 う。  $\mathcal{O}$ 他 \_ 第二 れ 5 + 12 類 条 す 第 る 号 ŧ  $\mathcal{O}$ カン は 5 第 令

口 第 三 建 号 築  $\mathcal{O}$ 物 規 に 設 定 け に る 適 合 給 す 水 る  $\sum_{}$ 排 水 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 配 管 設 備 は 令 第 百 + 九 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. 第 項 第 号 及

ハ 下 す 九 が る 条 建 場  $\mathcal{O}$ 築 合 几 又 か 物 は を 及 12 内 含 び 設 か <u>\_</u>" む 令  $\mathcal{O}$ け 第 る 外 人 令 又 百  $\mathcal{O}$ 第 物 は 並 + 百 物 び に 12 九 触 に + 令 条 れ ょ 九 第 る る  $\mathcal{O}$ 衝 百 五. 条 お 擊 の 三 そ (+ を れ 受 第  $\mathcal{O}$ 九 れ な け 条 5 項 た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 規 第 構 場 八 定 造 合 第 号 を で に 令 あ 及 お 項 第 る  $\mathcal{O}$ び 1 7 規 百 第二号 定 + か 12 <u>\_</u>" に 九 適 内 条 掲 合 す げ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + る る 人 昇 又 ほ 第 降 は か 機 物 項 が 当 は 昇 該 12 降 昇 令 お 路 第 降 1 7 内 機 百 準 12  $\mathcal{O}$ + 落 用 か

屋 根 S き材 外 装 材 及 び 屋 外 12 面 す る 帳 壁 に 0 1 7 は 昭 和 兀 + 六 年 建 設 省 告 示 第 百 九 号 に 定

75

める基準に適合すること。

第二 屋 外 に 令 第 面 百三十 す る 帳 壁 七 条  $\mathcal{O}$ 脱 の二第二 落  $\mathcal{O}$ お 号 そ れ 口 に が 規 な 定 1 す 建 築 る 建 物 築  $\mathcal{O}$ 構 物 造  $\mathcal{O}$ 方 倒 法 壊 12 及 関 び す 崩 る 落 基 並 準 び に は 屋 次 根 S  $\mathcal{O}$ き 各 号 材 に 定 外  $\Diamond$ 装 るとこ 材 及 び

ろによる。

建 築 物  $\mathcal{O}$ 構 造 耐 力 上主 一要な 部 分に つ ١ ر 7 は、 次 0 1 及 び 口 に 定 めるところに ょ る。

1 地 震 に 対 L て、 法第二 十条 第二号 1 後 段 及 び 第三 号 1 後 段 に 規 定 す る構 造 計 算 (そ れ ぞ れ 地

震 に 係 る 部 分 に 限 る。 に ょ って 構 造 耐 力 上安全であること又 は 平. 成 + 八 年 玉 土 一交通 省 告 示 第

百 八 十 五 号 に 定  $\Diamond$ る基準 に ょ って 地 震 に 対 して安全な 構造であることを確 カン  $\Diamond$ ること。

口 ろ 地 に 震 時 ょ る を 構 除 造 き、 計 算 令第八 に ょ +--0 て 構 条 第一 造 耐 号 力 上 か 安 5 全で 第三号 あ まで ることを 他地 震 確 に か 係  $\Diamond$ る ること。 部 分を除 < に定 め ると

建 築 設 備 に 0 V) て は、 第 第 <del>---</del> 号 に 定  $\Diamond$ るところに よる。

三 屋 根 S き 材、 外 装 材 及 び 屋 外 に 面 する帳 壁については、 第一 第二号に定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。